

臓器移植について

臓器移植は病気や事故によって臓器（心臓や肝臓など）が機能しなくなった方に、他の方の健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。健康な家族からの肝臓・腎臓などの部分提供による生体移植と亡くなられた方からの臓器提供による移植があります。

移植に用いられる臓器は、心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸及び眼球（角膜）です。

日本で臓器の移植希望登録をしている人はおよそ1万3千人います。しかし、臓器の提供が少なく、数多くの方が移植を待ちながら亡くなっています。

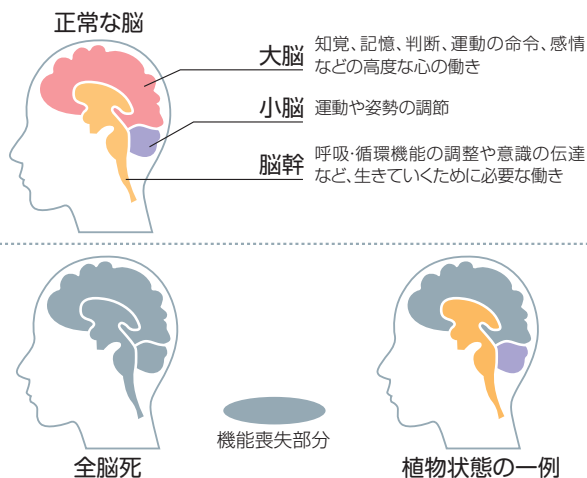
日本で事故や病気で亡くなる方は毎年およそ110万人です。その1%弱の方が脳死になって亡くなると推定されています。

自分が最期を迎えたとき、誰かの命を救うことができます。わたしたちひとりひとりが、今、臓器提供について考え、家族と話し合い、自分の臓器提供に関する意思を表示しておくことが大切です。

脳死ってどんな状態ですか？

脳死とは、脳全体の働きが無くなり、人工呼吸器などの助けがなければ心臓が停止してしまう状態です。脳死になると、どんな治療をしても回復することはなく、心停止に至ります（心停止までに、長期間を要する例も報告されています）。脳幹の機能が残っていて自分で呼吸できることが多く、回復の可能性がある植物状態とは全く別のものです。

臓器移植法に基づく脳死判定は、脳死後に臓器提供を行う場合に実施します。



臓器移植に関するQ&A

- Q1 臓器は誰でも提供できますか？ 年齢の上限はありますか？**
- A** 意思を表示することには、年齢の上限はありません。高齢の方でも病気で薬を飲んでいる場合でもどなたでも記入していただけます。ただし、がんや全身性の感染症で亡くなられた場合に臓器提供できないことがあり、実際の臓器提供時に医学的検査をして判断します。これまで0～70歳代の方からの臓器提供が行われています。
- Q2 提供後のからだはどうなりますか？**
- A** 入院している病院で、数時間（3～5時間）の摘出手術をした後にご家族の元に戻ります。臓器を摘出するための傷ができますが、きれいに縫い合わせて、清潔なガーゼで覆い、外から見ても傷がわからないようにします。また眼球提供の際は、義眼を入れますので顔はほとんど変わりません。
- Q3 提供する時に費用の負担や謝礼はありますか？**
- A** あくまでも善意に基づく無償の提供ですので、臓器提供者の方には提供に関する費用は一切かかりません。また、葬儀の費用や謝礼が支払われることもありません。
- Q4 健康保険証や運転免許証に意思表示欄がないのですが？**
- A** 意思表示欄の設置は順次進んでいますので、次回の更新時に裏面をご確認ください。しばらくは、意思表示カードやインターネットで意思を表示してください。
- Q5 記入後、どこかに提出するのですか？**
- A** 意思表示欄に記入した後はご本人が携帯してください。提出や郵送の必要はありません。自分にもしものことがあった時、最期を迎える前に病院で家族から医師に提示してもらいましょう。

その他のQ&Aについては、ホームページでご覧になれます。

臓器移植

検索

あなたの意思を登録しましょう。

ホームページ <http://www.jotnw.or.jp>

モバイルサイト <http://www.jotnw.or.jp/m>



■臓器移植に関するご質問・お問い合わせは

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

☎0120-78-1069 (平日9:00～17:30)

あなたの意思で 救える命があります。



グリーンリボンは、
移植医療のシンボルです。

健康保険証や運転免許証の 意思表示欄に意思を記入しましょう！

○健康保険証の意思表示欄(例)

健康保険証 本人（健康保険者） 00123
生年月日 19900303 番号 123456
性別 男 年齢 30歳 5月 24日 住所 東京都
健康保険者 平成22年(4月) 10日

注意事項 保険取扱機関等において登録を受けようとするときには、必ずこの証を
その裏面に貼ってください。

以下に欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。
本人の同意が得られず、かつ本人の意思が不明な場合は、臓器提供は行われません。

- 私は、脳死または心臓が停止した状態のいづれかで、移植のために臓器を提供します。
- 私は、臓器提供を希望する臓器の種類を指定します。
- 私は、臓器提供を希望しません。
- 私は、臓器提供を希望する臓器の種類を指定し、かつ臓器提供を希望しません。
- 私は、臓器提供を希望しません。
- 私は、臓器提供を希望する臓器の種類を指定し、かつ臓器提供を希望しません。
- 私は、臓器提供を希望しません。

【特記欄】
署名年月日 年 月 日 登録番号(任意) _____

○運転免許証の意思表示欄(例)

0055*1811ED

以下に欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。本人の同意が得られず、かつ本人の意思が不明な場合は、臓器提供は行われません。

- 私は、脳死または心臓が停止した状態のいづれかで、移植のために臓器を提供します。
- 私は、臓器提供を希望する臓器の種類を指定します。
- 私は、臓器提供を希望しません。
- 私は、臓器提供を希望する臓器の種類を指定し、かつ臓器提供を希望しません。
- 私は、臓器提供を希望しません。
- 私は、臓器提供を希望する臓器の種類を指定し、かつ臓器提供を希望しません。
- 私は、臓器提供を希望しません。

【特記欄】
登録年月日 年 月 日

自分にもしものことがあったとき、記入した意思表示欄を病院で家族から医師に提示してもらいましょう。

山梨県後期高齢者医療広域連合
TEL:055-236-5671

■意思表示後、意思表示欄にシールを貼ることができます。

意思表示欄保護シール



このシールは、臓器提供意思表示欄に記入した後、上から貼り付けて使用することができます。

このシールは、一度はがすと再貼付することはできません。

臓器提供には、ご本人とご家族の意思が大切です。ご本人の意思がわからない場合、臓器を提供するかどうかは、ご家族で決めることとなりますので、「臓器を提供する」「提供しない」という自分の意思を書いて、ご家族に伝えておきましょう。

「提供したい」という意思を書くのは15歳以上が有効ですが、「提供したくない」という意思は15歳未満でも有効です。意思はいつでも変更できます。



臓器提供意思表示欄の記入方法

STEP 1 **意思の選択**
 1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
 2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
 3 私は、臓器を提供しません。
 ※1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。
 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

STEP 2 **提供したくない臓器の選択**
 1 か 2 に○をした方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。
 なお、提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。
 脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球
 心臓が停止した死後：腎臓・膵臓・眼球

STEP 3 **特記欄への記載について**
 a) 組織の提供について
 1 か 2 に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。
 b) 親族優先提供の意思について
 親族優先提供の意思を表示したい方は、右ページ「親族への優先提供について」をお読みいただいた上で「親族優先」と記入できます。

STEP 4 **署名など**
 本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名してください。

インターネットによる臓器提供意思登録

●パソコンより●



http://www2.jotnw.or.jp

●モバイルより●



http://www2.jotnw.or.jp/m

仮登録

- 1 サイトについての説明とプライバシーポリシーに同意の上、臓器提供意思と個人情報登録してください(自分で設定したパスワードは忘れずに)。
IDの入った登録カードが送付されます。



↓ 登録カードが送られてきた方はここから

- 2 登録カードに自筆で署名してください。
※署名のないカードは無効です。
組織の提供意思は左ページのSTEP ①をご確認の上、記入してください。
眼球を提供したくない方は自筆で×をつけてください。



本登録

- 3 再び、サイトにアクセスして、IDとパスワードを入力します。
注 本登録は1年以内に必ず行ってください。
1年を経過すると仮登録内容は自動的に削除されます。



登録完了

- 4 臓器提供の際に、本人の意思が確認できる対象となります。



登録内容の閲覧・変更・削除(ログイン)

本登録が完了すると、登録した内容の閲覧・変更・削除ができます。
※住所・メールアドレスなど個人情報を変更した場合は、速やかにご自身で変更してください。

- 注 旧登録カードをお持ちの方はIDとパスワードでログインし、新しい意思への変更をお願いします。新しい登録カードが発行されます。



【旧登録カード】



臓器提供の流れ

① 移植コーディネーターによる説明 ご本人の臓器提供を希望する意思表示があるか、ご本人の意思が不明な場合に、ご家族が臓器提供について説明を聴くことを希望する時には、主治医などからの連絡を受けて移植コーディネーターが病院を訪れ、説明を行います。

② 家族の意思決定 説明を聴きたくないと思われた時は、いつでも断ることができます。移植コーディネーターから説明を受けた後、十分に話し合いをして臓器を提供するかどうかをご家族の総意として決めます。

③ 脳死判定(脳死後の提供時のみ) 臓器提供が決まれば、脳死判定が行われます。脳死判定は法に基づいた厳格な方法です。2回目の脳死判定が終了した時刻が死亡時刻となります。ご家族が希望すれば脳死判定に立ち会うこともできます。

④ 移植を受ける患者の選択 移植を希望する人は日本臓器移植ネットワークに登録されています。提供される臓器が最も適した患者(レシピエント)に移植されるように医学的な基準に従って公平に選ばれます。

⑤ 臓器の摘出と搬送 レシピエントが選ばれると、提供する臓器の摘出手術が行われます。摘出された臓器は、移植手術を行う施設に迅速に運ばれて移植を待つ患者に移植されます。ひとりの提供が数人の命につながります。

親族への優先提供について

親族への優先提供が行われる場合

以下の3つの要件をすべて満たす必要があります。

ご本人(15歳以上の方)が臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思を書面により表示している。

臓器提供の際、親族(配偶者*1、子ども*2、父母*2)が移植希望登録をしている。

医学的な条件(適合条件)を満たしている。

*1 婚姻届を出している方です。事実婚の方は含みません。
*2 実の親子のほか、特別養子縁組による養子及び養父母を含みます。

親族優先提供についての留意事項

- 医学的な条件などにより移植の対象となる親族がいない場合は、親族以外の方への移植が行われます。
- 優先提供する親族の方を指定(名前を記載)した場合は、その方を含めた親族全体への優先提供意思として取り扱います。
- 「○○さんだけにしか提供したくない」という提供先を限定する意思表示があった場合には、親族の方も含め、臓器提供が行われません。
- 親族提供を目的とした自殺を防ぐため、自殺した方からの親族への優先提供は行われません。